

○財務省告示第二百五十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年七月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百二十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適用 運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百九号）第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募

十 十		九 八		七	
イ 一		二		ハ	
発 行 行 日		最 低 額 面 金		払 込 金 額	
入 札 発 行 行 日		争 取 非 者 特 国 債 市 場		争 取 非 者 特 国 債 市 場	
格 競 争 格		入 札 発 行 行 日		入 札 発 行 行 日	
額 面 金		額 面 金		額 面 金	
十 二 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	平 成 二 十 五 年 七 月 四 日	五 万 円	三 千 二 百 六 十 三 億 百 十 二 万 円	二 千 七 十 億 千 四 百 六 十 四 万 円	二 兆 六 百 八 十 一 億 三 千 五 百 十
	す る 。	振 替 法 の 規 定 に よ る 最 低 額 面 金			で 三 千 二 百 八 十 八 億 円
	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金				た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金
	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金				条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し
	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金				特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

十 額 格
四 面 金 額
銭 金 額
百 円 に つ き
九 十 九 円 二

(一) 年 ○ ・ 八 パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に追加した額を第
式により算出した金額を第
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{14}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収されるに
もとのとて振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
に、ついで、前記(一)の式に
よる算出した金額から、該金
額に百分の二十・三・五を乗
じ、た金額(おいたし、取得者
が発行時に、又は、外国に
が非居住者、又は、外国に
る場合、又は、前記(一)の式に

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金
十七 償還金
十八 元利支
十九 払込
二十 者入札参加

より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額を控除することができる。

平成二十五年十二月二十日を支
払期とし、次の算式により算出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い日とし、各支払期にお
いて、その日以前六ヶ月間に属す
る利子を払う。

平成三十五年六月二十日
平成三十五年六月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行

平成二十五年七月四日

払込期日

平成二十五年七月四日

財務大臣から通知を受けた者